主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐藤欣哉の上告理由第一について

地代家賃統制令二三条二項三号の規定による建物の延べ面積は、当該建物がいわ ゆる棟割長屋式の建物のうちの一戸であつても、建築基準法施行令二条一項三号及 び四号の規定により算定するものと解するのが相当である。これと同趣旨の原審の 判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、 採用することができない。

同第二について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亭		Щ	本	裁判官